

富山地域合併協議会スケジュール(案)

「富山地域合併協議会の設置」に関する各構成市町村議会の議決
富山地域合併協議会の設置
協議会設置に関する県への届け出及び重点支援地域指定の要望



市町村建設計画のとりまとめ	: 協議会設置後、約1年を目途
県知事と市町村建設計画の協議	: 合併期日の10ヵ月程度前
・総務大臣及び県知事へ市町村建設計画を送付	
合併に関する協定書の調印	: 合併期日の6ヵ月程度前
各市町村議会における合併関連議案の議決	



合併申請書の提出	: 合併期日の5～6ヵ月程度前
・県を經由して総務大臣との協議・同意	



合併(廃置分合)に関する県議会の議決	: 合併期日の4ヵ月程度前
県知事が合併(廃置分合)を定め、総務大臣へ届け出	: 合併期日の3ヶ月程度前
総務大臣が告示し、関係機関に通知	: 合併期日の3ヵ月程度前



合併の成立